

## 建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可に係る包括同意基準

平塚市建築審査会  
昭和60年10月7日  
昭和63年3月11日改正  
平成23年5月25日改正

### I 趣旨

この基準は、建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「日影の許可」という。）に係る建築審査会の同意を求められた場合、日影の許可申請に係る建築物（以下「計画建築物」という。）の日影の影響が軽易な建築物にあらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものである。

### II 適用の範囲

この基準は、計画建築物及びその敷地が次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 計画建築物の高さが建築基準法別表第四（以下「別表第四」という。）（は）欄に掲げる数値以下のもの
- (2) 次のアからウに該当するもの
  - ア 計画建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心から隣地境界線までの距離が3メートル以上であること。
  - イ 建築面積および延べ面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ法定規制値に10分の9を乗じた数値以下であること。
  - ウ 計画建築物のほかにも建築物がないとみなした時に生じる真太陽時8時から16時の各時間の日影線が、別表第四（は）欄の高さにおける水平面において敷地境界線から5メートル以内に収まるもの

### III 建築審査会の同意

この包括同意基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

### IV 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準により日影の許可をしたときには、許可後速やかに建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。

#### 附 則

この基準は、昭和60年11月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、議決の日（昭和63年3月11日）から施行し、昭和62年11月16日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。